

市町村合併に伴う自動車検査証の住所表示の変更手続きについて

住所表示の変更手続きについて

市町村合併に伴う自動車検査証の住所表示につきましては、法令（自動車登録令第24条及び道路運送車両法第67条第2項）により特に手続きを行う必要はないとされていますが、合併後の住所への変更を希望される場合は次のとおり手続きをしてください。

軽自動車を所有している方

○軽自動車検査協会の事務所等窓口で申請用紙に記入し、車検証とともに提出していただくなどの方法により新住所の車検証を交付します。（手数料不要）

○合併後に継続車検を行う場合は、車検証のほか継続検査申請書に窓口備え付けの専用シートや依頼書を添えてお出し出いただくか、継続検査申請書の住所欄に、赤字で新住所を記載する方法でも新住所の車検証を交付します。手続き・申し出 軽自動車検査協会の事務所（支所または分室）

問合せ 軽自動車検査協会室蘭事務所

☎ 0143・46・1557

軽自動車以外の自動車を所有している方

○室蘭運輸支局自動車検査登録窓口で、窓口備え付けの専用シートや依頼書を記入し車検証とともに提出していただくなどの方法により新住所の車検証を交付します。（手数料不要）

○合併後に継続車検を行う場合は、車検証のほか継続検査申請書に窓口備え付けの専用シートや依頼書を添えてお出し出いただくか、継続検査申請書の住所欄に、赤字で新住所を記載する方法でも新住所の車検証を交付します。手続き・申し出 室蘭運輸支局登録担当または検査整備保安担当窓口

問合せ 室蘭運輸支局（登録担当及び検査整備保安担当）

☎ 0143・44・3011

※件数が多い場合はお時間をいただく場合がありますので、ご了承ください。

※市町村合併とは関係のない手続き（住居表示の変更や土地区画整理による変更）は通常の手続きとなります。

11月25日から12月1日までは『犯罪被害者週間』です

犯罪被害者等のための相談窓口をご利用ください

警察では事件や事故の被害を受けた方や家庭内暴力、ストーカー、お子さんのいじめの問題などで悩んでいる方などの相談を受け付けています。

また、事件や事故による心の傷が癒されず悩んでいる方のために、民間被害者相談窓口のプロのカウンセラーがあなたのお話をお聞きします。

事件や事故でお悩みのあなた、

勇気を出して今すぐダイヤルを。

北海道警察

性犯罪被害 110 番

☎ 0120 - 756 - 310

少年相談 110 番

☎ 0120 - 677 - 110

暴力相談電話

☎ 011 - 222 - 0220

一般相談

☎ # 9110（専用電話）

北海道家庭生活総合カウンセリングセンター

北海道被害者相談

☎ 011 - 232 - 8740

苫小牧地区被害者相談

☎ 0144 - 37 - 7830



— 犯罪被害者等支援を推進します —

町では、町内に住所を有する犯罪被害者等（犯罪の被害を受けた方やそのご家族、または遺族の方）を支援するため、「安平町防犯及び交通安全に関する条例」の一部を改正しました。

今後も警察署など関係機関と連携し、犯罪被害者等への情報提供や相談業務、その他必要な支援や啓発活動などを実施します。

問合せ 総務課総務・防災グループ ☎ 2511